

令和7年12月9日

報道関係者 各位

山梨県の特定最低賃金（自動車）が変わります

～山梨労働局長が改正決定し官報に公示～

1 山梨労働局長（局長 岩崎 充）は、山梨県の特定最低賃金「自動車・同附属品製造業」について、令和7年12月9日に、次のとおり改正決定し、同日付けの官報に公示しました（別添参照）。

山梨県特定 最低賃金	自動車・同附属品製造業	時間額	効力発生日
		1. 089円	令和8年3月1日

2 上記特定最低賃金は、1時間当たり60円の引上げ（引上げ率5.83%）となります。

3 上記特定最低賃金の効力発生前日までは、山梨県最低賃金1,052円が適用されます。

4 山梨県最低賃金及び特定最低賃金の改正の推移を参考資料として添付しました。

5 山梨労働局では、今後も最低賃金額を広く周知するため、関係事業者、県、市町村、事業者団体、労働団体、教育関係機関等に広報等の依頼を行うとともに、管下労働基準監督署による履行確保の徹底を図っていくこととしています。

なお、山梨県内の事業場においては、各最低賃金の発効日以降、同金額以上の賃金を支払わなければ、法違反になります。

【審議の経過（参考）】

山梨労働局では、令和7年11月7日に、上記1のとおり、1時間当たりの時間額を引き上げる内容の答申を受け、同日付で答申内容の要旨を公示しました（異議申出の公示）。

その後、締切日である11月25日までに異議の申出がなかったため、山梨地方最低賃金審議会の

答申どおりの時間額とする改正決定を行い、上記1のとおり官報に公示しました。これにより、上記1の最低賃金額は効力発生日から適用されることになります。

(写)

最低賃金の改正決定に関する公示

山梨労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年12月9日

山梨労働局長 岩崎 充

第4号中「1時間1,029円」を「1時間1,089円」に改める。

附 則

この決定は、令和8年3月1日から効力を生ずる。

参考

山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移

最低賃金件名	年 項目	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
【地域別最低賃金】																	
山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時間額	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938	988	1,052
	引上額	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	28	32	40	50	64
	引上率	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	4.45	5.33	6.48
【特定最低賃金】																	
山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (新設:昭和63年)	時間額	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934	959	997	1,047	審議中
	引上額	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	20	25	38	50	—
	引上率	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19	2.68	3.96	5.02	—
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金 (新設:平成元年)	時間額	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938	961	971	1,029	1,089
	引上額	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	19	23	10	58	60
	引上率	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07	2.45	1.04	5.97	5.83